

江府町規則第1号

江府町未熟児養育事業の実施に関する規則の改正をここに公布する。

令和7年1月14日

江府町長 白石 祐治



江府町未熟児養育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

江府町未熟児養育事業の実施に関する規則（平成25年4月1日江府町規則第9号）の一部を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(養育医療の給付の申請)</p> <p>第5条 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、当該医療開始の日から原則として2か月以内に、未熟児の保護者（法第6条第4項）が、養育医療給付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 法第20条第4項に規定する指定養育医療機関の医師の作成した養育医療意見書（様式第3号）</p> <p>(2) 世帯調書（様式第11号）</p> <p>(3) 生活状況を証明する書類</p> <p>(4) <u>医療保険各法の記号番号のわかるもの</u></p> <p>様式第2号 【別記2 参照】</p>	<p>(養育医療の給付の申請)</p> <p>第5条 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、当該医療開始の日から原則として2か月以内に、未熟児の保護者（法第6条第4項）が、養育医療給付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 法第20条第4項に規定する指定養育医療機関の医師の作成した養育医療意見書（様式第3号）</p> <p>(2) 世帯調書（様式第11号）</p> <p>(3) 生活状況を証明する書類</p> <p>(4) <u>被保険者証の写し</u></p> <p>様式第2号 (略)</p>

附 則

(施行規則)

この規則は、令和7年1月14日に改正し、令和6年12月2日から適用する。

【別記2】改正後

様式第2号（第5条関係）

養育医療給付申請書				
本人	ふりがな 氏名		男女	生年月日 年 月 日
	住所地 (住民票所在地)	〒		個人 番号
	現在地 (住所地と異なる場合)	〒		
扶養義務者	ふりがな 氏名		本人との 続柄	
	居住地	〒	個人 番号	
	電話番号			
医療保険各法の 記号及び番号			保険者等の 名 称	
希望する指定養 育医療機関の 名称及び所在地				
備 考				
<p>別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。また、私及び同一世帯員に係る住民票、市町村民税に関する課税資料等及び生活保護法適用の有無を調査・確認されることについて同意します。</p> <p>申請者住所 申請者氏名 本人との続柄 電話番号</p> <p>年 月 日</p> <p>江府町長 様</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
申請受付年月日			交付決定年月日	

記載上の注意

- ・「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- ・「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。
- ・「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。